

電子版

脱農薬てんとう資料集

第9号

食品中の残留農薬とポジティブリスト制度

(2008年2月)

=====

発行 反農薬東京グループ

〒202-0021 東京都西東京市東伏見 2 - 2 - 28 - B

電話 / ファックス : 042-463-3027

E-mail : mtsuji@jcom.home.ne.jp

URL <http://home.e06.itscom.net/chemiweb/ladybugs/>

=====

***** もくじ *****

もくじは、それぞれのページにリンクしています。

はじめに	4
第1章 ポジティブリスト制度以前の残留実態	5
1 東京都の調査結果	5
1-1 1999年度の調査概要	5
1-2 2000年度の調査概要	7
1-3 2001年度の調査概要	9
1-4 2002年度の調査概要	11
1-5 2003年度の調査概要	13
1-6 2004年度の調査概要	15
1-7 2005年度の調査概要	18
1-8 東京都3機関の調査結果(2005年度)	21
2 農水省の調査結果	21
2-1 2003年度の農産物安全対策業務による調査点検結果	21
2-2 2004年度の農産物安全対策業務による調査点検結果	26
2-3 コメ・ムギの残留農薬調査	29
3 厚労省の調査結果	33
3-1 2003年度の残留農薬一日摂取量調査	33
3-2 2002年度の残留農薬調査	33
囲み記事：農薬混入による重大中毒事例	35
第2章 環境省「農薬残留対策に関する総合調査」と登録保留基準	36
1 圃場での農薬のドリフト試験	36
1-1 さまざまな条件での試験	36
1-2 農作物を用いたモデル試験は4件	38
1-3 ドリフト防止の基準はない	40
2 河川水と魚介類における農薬残留調査	41
2-1 水田用農薬による河川水調査結果	41
2-2 非水田用農薬による河川水汚染調査結果	42
2-3 魚類の残留農薬調査結果	42
3 空中散布による汚染調査	43
3-1 有人ヘリ：阿久根市での気中濃度	43
3-2 無人ヘリ：千歳市での気中濃度	44
3-3 無人ヘリ：飯山市での気中濃度	44
3-4 無人ヘリによるドリフト試験	44
3-5 無人ヘリの現地混用でのドリフト試験は止めよ	45
3-6 空散ドリフトについても基準がない	45
囲み記事：農林水産航空協会のドリフト対策	46
4 土壌汚染の調査	47
4-1 ディルドリンのキュウリへの残留	47
4-2 土壌処理したホスチアゼートがダイコンに残留	49
4-3 土壌登録保留基準の改定	49
囲み記事：青森県と鳥取県のドリフトによる農作物被害	51

5	水質汚濁に係る登録保留基準の改定	52
5-1	2004年の改定	52
5-2	2004年パブコメへの質問と意見及び環境省の見解	54
5-3	2007年の改定	57
5-4	2007年パブコメへの質問と意見	59
	囲み記事：無人ヘリコプターによる高濃度散布と現地混用	62
第3章	ポジティブリスト制度施行後の残留基準違反実態	63
1	都道府県の検査体制	63
1-1	分析対象の食品も農薬もバラバラ	63
1-2	基準超えの食衛法違反の公表内容はまちまち	64
1-3	残留農薬検査結果はすべて公表すべき	65
2	国産農作物	65
2-1	2006年6月から07年末までに違反事例51件	65
2-2	基準以下でも農薬取締法違反の場合は	68
3	国産農作物の違反原因	69
3-1	北海道産のカボチャにヘプタクロル残留～土壌残留農薬と検査漏れ	69
3-2	栃木県産イチゴにホスチアゼートが残留～うやむやになった責任問題	70
3-3	静岡県産のパセリにMEP残留～適用外使用と器具洗浄不良	74
3-4	秋田県産のコマツナにジクロシメット残留 ～水稲育苗用農薬がハウス土壌から葉菜に移行	75
	囲み記事：2008年に入っても、続々と国産農作物の残留基準・一律基準違反が	76
4	シジミに残留農薬～クミルロンは残留基準を緩めて出荷可に	77
4-1	シジミのチオベンカルブ最高0.12ppmを検出	77
4-2	チオベンカルブだけでなく魚介類の残留農薬	78
4-3	ポジティブリストにある魚介類の残留基準	79
4-4	シジミ生産県へのアンケート調査	81
4-5	でるでる残留農薬、そして基準緩和の方向へ	82
4-6	厚労省はクミルロンで現行の40倍の残留基準提案	83
4-7	水田農薬の漏れ対策等の強化が第一	85
5	輸入農作物～2006年6月から07年10月までに603件の違反	86
5-1	国別の違反件数～中国、エクアドル、ガーナがワースト3	86
5-2	農作物別の違反件数～カカオ豆、ショウガ、ウーロン茶がワースト3	87
5-3	農薬別の違反件数～2,4-D、クロルピリホス、BHCがワースト3	87
5-4	違反原因の多くは不明	89
5-5	水際検査を通り抜けた例も	89
	囲み記事：衛生害虫用殺虫剤のドリフト防止が必要	90
第4章	残留基準等の見直しとポジティブリスト制度の今後	91
1	ADIの設定	91
1-1	クロルピリホスのADIは10分の1に	92
1-2	イソプロチオランのADIは約5倍緩和	92
2	分析方法の確立	93
3	残留基準の設定	93
3-1	カズサホスの残留基準	93
3-2	シメコナゾールの残留基準	94

3-3 カルプロパミドの残留基準	94
3-4 加工食品の残留基準	94
4 食品安全委員会の気になるDVD	95
4-1 DVD「気になる農薬」の問題点	95
4-2 委員会への質問と実のない回答	96
4-3 要望については"なし"のつづて	97
囲み記事：厚労省、残留農薬検出率公表の落とし穴	97
5 残留農薬の摂取を減らすために	98
5-1 違反でもモツタイナイから食べようというのは論外	98
5-2 脱農薬による食糧自給率の向上が残留農薬摂取を減らす	99
第5章 参考資料	101
1 東京都残留データ	101
1-1 健康安全研究センターの農作物別残留データ	101
1-2 2005年度東京都データ(国産食品/輸入農産物/輸入畜水産物)	134
2 農水省の残留データ	150
2-1 2003年度調査結果(野菜/果実/茶)	150
2-2 2004年度調査結果(野菜/果実/茶)	157
2-3 2005年度のコメ・ムギ類の調査結果	161
3 厚労省の輸入食品監視結果(2006年6月～2007年10月)	166
4 ウェブサイトリンク集	178

はじめに

食品衛生法の改定で、2006年5月29日から、残留農薬等のポジティブリスト制度が実施されました。農薬・動物用医薬品・飼料添加物799種について、食品中の残留基準が設定され、基準のない農薬等と食品の組合せについては、すべて、一律基準（人の健康を損なうおそれのない量に対応）0.01ppm以下が適用されることになりました。

その後、対象農薬等の追加、残留基準値の変更、公定分析方法の開発、健康影響評価の実施によるA D Iの設定及び暫定基準の本基準化が進められています。

私たちは、05年5月に、脱農薬てんとう資料集第3号＜残留農薬ポジティブリスト制度について＞を発刊、残留農薬の摂取を減らすという視点のないことなど、制度の問題点を批判してきました。

制度実施後、1年半以上がたちましたが、輸入食品の基準超えは、チェックが厳しくなったせいも、増えていますし、国産品についても、制度実施以前ならば、フリーパスだった農薬が分析された結果、基準違反となった事例もでてきます。

日本では、農薬取締法違反になる適用外使用をせず、使用時期・回数や希釈倍率などラベル記載事項を遵守すれば、基準をクリアし、食品衛生法違反にならないことになっています。また、ドリフト対策や水田での適切な水管理等で、意図しない農作物の汚染防止が指導されてもいます。しかし、残留基準や一律基準を超える事例は跡を絶ちません。

ドリフト防止といいながら、非対象農作物圃場との間の緩衝幅の設定もなく、地上よりも高濃度で散布する無人ヘリコプターの利用が増えている現実を見過ごすことは出来ません。

水系汚染の結果、魚介類に農薬が残留することになりますが、流域での農薬使用量を減らすのではなく、本来なら一律基準以下であるべきなのに、高い数値の残留基準を設定して、魚介類を市場に流通させるという本末転倒がまかり通っています。

さらに、土壌に残留した農薬が後作物へ移行する例が各地で報告されています。

本書の第1章では、ポジティブリスト制度以前の残留農薬の実態を知る意味で、東京都、農水省、厚労省の調査結果を述べ、第2章では、農薬の散布区域外へのドリフトや魚介類への蓄積、登録保留基準の策定などの基礎資料となる環境省の大気、水質、土壌汚染調査結果の概要を紹介しました。第3章では、ポジティブリスト制度施行後の残留基準や一律基準違反事例を国産品と輸入品に分けて示しました。第4章では、現在、食品安全委員会により実施されつつある、A D Iの評価や残留基準等の見直しを踏まえ、今後のポジティブリスト制度のあり方に言及しました。第5章は、東京都健康安全研究センター年報にある約1200件の残留データを農作物別にまとめるとともに、東京都と農水省の最近の調査結果を転載、さらにウェブサイトのリンク集を付け加えました。

なお、食品名、農作物名、農薬名などから、残留実態を知りたい場合は、pdfファイルの検索機能を使ってください（カタカナ及びアルファベットの検索語は半角空白で区切りをいれて、全角と半角の両方で、いずれかの語が一致するような検索をお勧めします）。また、本資料集に出てくる個々の農薬の毒性については、『農薬毒性の事典第3版』（三省堂刊行）を参考にしてください。

残留基準や一律基準などの基準超えは、農薬による危害のひとつであるとの認識のもとで、脱農薬をめざすこの資料集を食品の安心・安全確保のために、役立てていただければ幸いです。